

いじめのない

え が お が っ こ う
笑顔あふれる学校を



旭川市立雨紛小学校

年 組 氏名

1

はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国のきまり『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめられた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長をさまたげたり、ときには、いのちや体にとっても大きな危険を生じさせたりすることがあります。

この国のきまりは、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行うてはいけないと決めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の中や外に関係なく、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、家の人がいじめを防ぐことなども決められています。

学校は、いじめを防ぐためのきまり「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方が中心の「いじめ対策チーム」によって、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見つける取組をします。また、いじめがあると分かったら、いじめをなくすためにすぐに対応します。いじめの内容によっては、スクールカウンセラーなどの学校以外の専門の人に相談することもあります。

家の方は、自分の子どもがいじめを行わないようにしたり、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ったりします。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力します。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、友達や先生方、家の人など、身の回りの人たちと力を合わせて、みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。



あさひかわし ほうしきほんほうしん
旭川市いじめ防止基本方針 P1, 2



がっこう ほうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針「はじめに」

2 いじめとは

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

次のようなことは「いじめ」です

- 悪口やらんぼうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、知らないふりをされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

さんこう
参考にしてよう

あさひかわし ほうしきほんほうしん
旭川市いじめ防止基本方針 P4～6

さんこう
参考にしてよう

がっこう ほうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針 P3

3

いじめが行われないようにするために

こんなことを心こころがけて生活せいかつします

- いじめは、「人ひととして許ゆるされない」という強つよい心こころをもちます。
- 友ともだちのよさや、自分じぶんとのちがいを認めみとめます。
- 相手あいての気持ちきもちを考えて、話はなしたり行こうどう動したりします。
- 社会しゃかいのルールや学校がっこうのきまりを守まもって、落おち着ついた生活せいかつをします。
- 友ともだちと協きょうりょく力しながら係かかり活動かつどうや行ぎょうじ事すに進とんで取くり組みみます。
- 体たい験けん活動かつどうやボランティア活動とくに取ともり組なかみ、友ともだちと仲なよくします。
- パソコンや携けいたい帯電話でんわ、スマートフォンは、ルまもールを守つかって使つかいます。
- 自分じぶんや友ともだちを大たい切せつにします。

さんこう
参考にしよう

あさひかわし ほうしきほんほうしん べっさつ
旭川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となったいじめの
ほうしどう とりくみ
防止等の取組」P3

さんこう
参考にしよう

がっこう ほうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針 P9



4 いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 学級担任、副担任の先生方に相談
- 養護教諭、学年の先生方などに相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に記入
 - 学校以外の相談窓口に電話
- (*くわしくは6ページ)

など

さんこう
参考にしよう

がっこう ぼうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針 P15



pixta.jp - 25572896

5

ぼうし じどうかい とりくみ いじめを防止するための児童会の取組

- 雨あめ紛まじ小こななかかよよししああたたりりままええ44かか条じょう
- いじめ防止標語ひょうごづくり
- いじめ撲滅宣言ぼくめつせんげん
- きらりん運動うんどう
- 全校遊ぜんこうあそび



あさひかわし ぼうしきほんほうしん べっさつ
旭川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となったいじめの
防止等の取組」P5, 10~15



がっこう ぼうしきほんほうしん がっこう ぼうし
学校いじめ防止基本方針 「学校いじめ防止プログラム」

6

そうだん いじめを相談したいときは

いじめを受けたり、見たり、聞いたりしたときは、先生や家族、友達などに相談することが大切ですが、よく知っている人には相談しにくい場合もあるかもしれません。そういった場合でも、相談できる場所があることを知っておくことが大切です。



あさひかわし ぼうしきほんほうしん べっさつ
旭川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となったいじめの
防止等の取組」P6



がっこう ぼうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針 P14



がっこう ぼうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針 資料⑤

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）
 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110
 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）
 ＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511
 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566
 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243
 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56
 0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
 ＜受付時間＞ 毎日24時間
 ＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Webサイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343
 ＜受付時間＞ 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891
 ＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
 ＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立雨紛小学校 電話 0166-61-6817